

社会安全政策研究所活動ニュース

本研究所が 2012 年 1 月から 2012 年 12 月までに行った主な研究活動は、以下のとおりです。

I. 共同研究 (A)・独立行政法人日本学術振興会 (JSPS) 科学研究費助成事業の基盤研究「子どもの非行・虐待防止のための地域社会ネットワークの実証的研究」の実施

2012 年度から、本研究所の研究員が中心となって、独立行政法人日本学術振興会 (JSPS) 科学研究費助成事業の基盤研究「子どもの非行・虐待防止のための地域社会ネットワークの実証的研究」を実施することとなりました。概要は以下のとおりです。

(1) テーマ

「子どもの非行・虐待防止のための地域社会ネットワークの実証的研究」
(課題番号: 24530074)

(2) 研究メンバー (50 音順)

①研究代表者

石川 正興 (早稲田大学社会安全政策研究所所長、
同大学法学学術院教授)

②連携研究者

石堂 常世 (早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
郡山女子大学副学長)

小西 暁和 (早稲田大学社会安全政策研究所研究員
同大学法学学術院准教授)

棚村 政行 (早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
同大学法学学術院教授)

- 帖佐 尚人（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
鹿兒島国際大学福祉社会学部助教）
- 原田 綾子（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
名古屋大学法学研究科准教授）
- 藤野 京子（早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
同大学文学学術院教授）
- 三村 隆男（早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
同大学教育・総合科学学術院教授）
- 宮古 紀宏（早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
同大学教育・総合科学学術院助教）

③研究協力者

- 江崎 澄孝（元神奈川県警察本部生活安全部長）
- 小畑 輝海（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
更生保護法人両全会理事長）
- 小松 一枝（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
保護司稲門会保護司）
- 柴 隆男（保護司稲門会保護司）
- 林 和治（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
同大学大学院法学研究科非常勤講師）
- 矢作 由美子（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
敬愛大学国際学部兼任講師）
- 渡辺 巧（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
財団法人日本道路交通情報センター常勤参与）

④研究アルバイト

- 三枝 功侍（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科博士後期課程）
- 宋倉 悠太（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科博士後期課程）

朴 春蘭（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科博士後期課程）
宮本 浩紀（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院教育学研究科博士後期課程）
吉満 圭祐（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科修士課程）

(3) 研究期間

2012 年 4 月～2015 年 3 月

(4) 助成額

総額 5,200,000 円（直接経費 4,000,000 円、間接経費 1,200,000 円）

(5) 研究概要

児童生徒の健全育成を目指した「地域社会と学校との密接な連携体制」の構築が現在強く求められている。本研究の目的の一つは、地域社会の側における「連携の担い手」として期待されている住民ボランティア等の活動の実態解明を通して「地域社会と学校との密接な連携体制構築のための諸条件」を探ることである。

他方、非行や虐待などの問題をかかえた少年の健全育成のためには、就学期のみならず卒業後の支援体制も必要である。本研究のもう一つの目的は、この点で近年法制化された「子ども・若者支援地域協議会」の活動実態を明らかにすることにより、就学期から卒業後における「切れ目のないきめ細やかな」支援のあり方を検討することである。

(6) 研究実施状況

①8月20日（月） 神奈川県警察本部少年育成課関係者との意見交換会

②9月28日（金） 第1回科研費研究神奈川部会実施報告

「滝頭地区子どもの幸せを実現する会、大鳥中生徒
を守り育てる会、神奈川警察署スクールサポーター

の活動について」

- ③11月16日（金） 第2回科研費研究神奈川部会実施報告
「横浜市立大鳥中学校における警察・地域社会との
連携について」
- ④12月7日（金） 東京都立白鷺特別支援学校「公開研究会」への参加

II. 共同研究（B）・公益財団法人日工組社会安全財団からの一 般研究助成「高齢出所者に対する地域生活定着支援センター の運用実態に関する研究」の実施

2012年度から公益財団法人日工組社会安全財団の一般研究助成「高齢出所者に対する地域生活定着支援センターの運用実態に関する研究」を実施することとなりました。概要は以下のとおりです。

（1）テーマ

「高齢出所者に対する地域生活定着支援センターの運用実態に関する研究」

（2）研究メンバー（50音順）

①研究代表者

石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所所長、
同大学法学学術院教授）

②共同研究者

小西 暁和（早稲田大学社会安全政策研究所研究所員、
同大学法学学術院准教授）

三枝 功侍（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科博士後期課程）

宍倉 悠太（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
同大学大学院法学研究科博士後期課程）

渡辺 則芳（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、

国土舘大学法学部教授)

(3) 研究期間

2012 年 4 月～2013 年 10 月

(4) 助成額

3,000,000 円

(5) 研究概要

わが国の高齢者(満 65 歳以上の者)人口は既に総人口中 23%にまで達し、2055 年には 40%を超えていると言われている。こうした超高齢化社会の到来は刑務所にも及び、出所→再犯→再入所の悪循環に陥った高齢受刑者数は年々増加してきている。この悪循環を断つことは、刑事政策上のひとつの大きな課題となっている。

この状況を受け、法務省と厚生労働省とは連携し、2009 年から高齢・障害のある刑務所出所者を支援する「地域生活定着支援事業」を開始した。当事業の中核となるのは、全都道府県に置かれる「地域生活定着支援センター」(以下、「地域センター」という。)である。地域センターは 2011 年度末に全都道府県に設置され、当事業は本格的に運用を始める。

しかし、送り出す側の矯正施設、受け入れる側の更生保護施設・社会福祉施設の数には都道府県によりバラツキがあり、各地域センターのケースロードにも差異が生じるなど、全国展開を迎え様々な問題が生じ始めている。

われわれはこれまでに研究助成金を得て地域生活定着支援事業の調査研究を重ねてきたが、今後はこれらの成果を踏まえ、全国展開を迎えた当事業の問題点を剔出し、その解決策を探っていきたい。

(6) 研究実施状況

①9 月 2 日(日)～9 月 4 日(火)

熊本県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

熊本刑務所

熊本県地域生活定着支援センター

熊本県身体障がい者能力開発センター

熊本自営会（指定更生保護施設）

②9月4日（火）～9月5日（水）

長崎県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

雲仙・虹（指定更生保護施設）

長崎県地域生活定着支援センター

長崎保護観察所

③9月5日（水）～9月7日（金）

佐賀県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

佐賀保護観察所

佐賀県地域生活定着支援センター

佐賀恒産会（指定更生保護施設）

麓刑務所

④9月6日（木）～9月8日（土）

大分県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

大分保護観察所

中津少年学院

あけぼの寮（指定更生保護施設）

大分県地域生活定着支援センター

びふれすと（就労継続支援 B 型事業所）

大分県渓泉寮（救護施設）

⑤10月28日（日）～10月30日（火）

石川県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

金沢保護観察所

石川県地域生活定着支援センター

三陽ホーム（救護施設）

親和寮（指定更生保護施設）

金沢刑務所

⑥10月31日（水）～11月2日（金）

福井県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

福井保護観察所

福井刑務所

福井福田会（指定更生保護施設）

福井県地域生活定着支援センター

大野荘（救護施設）

⑦10月28日（日）～10月30日（火）

和歌山県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

和歌山保護観察所

和歌山県地域生活定着支援センター

春風会（グループホーム）

端正会（指定更生保護施設）

和歌山刑務所

⑧10月31日（水）～11月1日（木）

大阪府・三重県地域生活定着促進事業の調査実施

訪問した機関・団体：

大阪府地域生活定着支援センター

三重県地域生活定着支援センター

津保護観察所

宮川医療少年院

Ⅲ. 共同研究（C）・「英米少年法研究」の実施

2012年度から新たに「英米少年法研究会」を実施することとなりました。
概要は以下のとおりです。

(1) 研究メンバー（50音順）

①研究代表者

石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所所長、
同大学法学学術院教授）

②共同研究者

加藤 直隆（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
国士舘大学法学部教授）
小西 暁和（早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
早稲田大学法学学術院准教授）
三枝 功侍（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）
宍倉 悠太（早稲田大学社会安全政策研究所事務局員、
早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）
田口 敬也（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
早稲田大学比較法研究所英米少年法研究共同研究者）
辰野 文理（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
国士舘大学法学部教授）
内藤 大海（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
熊本大学法学部准教授）
米山 哲夫（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
駿河台大学法学部教授）
脇坂 成実（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
早稲田大学比較法研究所英米少年法研究共同研究者）

渡辺 直行（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
広島修道大学大学院法務研究科教授）
渡辺 則芳（早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員、
国士舘大学法学部教授）

（2）研究期間

2012 年 4 月開始

（3）研究概要

本研究会では、英米の少年法制を多角的に検討する。具体的には、刑事政策・刑事訴訟法・刑法の各観点から、わが国の制度との比較対照を行いつつ、英米の少年法制の歴史的経緯や現状を明らかにしていくことにしたい。

アメリカ合衆国では、19 世紀末に、国が非行少年等の親代わりになるという「国親思想」の理念の下、少年裁判所が創設されることになった。このアメリカ合衆国における少年裁判所法の展開は、その後、わが国も含めた世界各国の少年法制に大きな影響を及ぼしてきた。さらに、「国親思想」自体は、中世のイングランドにおいて、封土の法定相続人となる未成年者に対して国王が後見人になるというエクイティから発生したといわれている。このように、少年法制の歴史的淵源を辿ると、英米の少年法制に繋がっていくことが分かる。

さらに、現在においても、こうした英米の少年法制の動向は、わが国の少年法の立法政策・運用政策に多大な影響を及ぼし続けているといえる。

したがって、英米の少年法制を多角的に検討していくことには十分意味がある。

本研究会を通じて、わが国の少年法制に対し何らかの展望的な示唆が得られるものと考えている。

IV. 独立行政法人科学技術振興機構の研究開発プロジェクト「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」の終了

独立行政法人科学技術振興機構（JST）の社会技術研究開発センター（RISTEX）が行っている「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域において、当研究所では、2009年10月から「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」という課題で2年6か月に及ぶ研究を実施してきましたが、2012年3月をもって無事終了いたしました。

（1）研究活動状況

本プロジェクトでは、子どもの犯罪者化・被害者化を防止するために多機関連携を行っている地域を選定し、同地域での多機関連携モデルの現状と問題点を調査・検証しました。そして最終的に、こうした調査・検証を通じて、子どもを犯罪から守るための「適正かつ有効な多機関連携モデル」の提唱を行うことを目指しました。

最終年度（2011年4月～2012年3月）では、前年度までの調査の補充と、合同検討会を引き続き行うことを通して、「適正かつ有効な多機関連携モデル」の一層精緻な検証を行うとともに、そのモデルを実際に採用するための諸条件をとりわけ法的観点から検討しました。また、本プロジェクトでは、子どもの「被害者化の防止」のみならず「加害者化の防止」にも着眼し、中学生年齢に焦点をあてて研究していますが、この年齢層の子どもについては、初期対応が一段落した後、ときには子どもを親から引き離し、自立に向けた支援をしていくことも考えなければなりません。そうした観点から、最終年度では、これまで対象としてきた学校（教育委員会）、児童相談所、警察（少年サポートセンター）の三機関のほか、内閣府が行っている「子ども・若者育成支援事業」を始めとした、子どもの自立や立ち直り支援に関係のある機関をも視野に入れて研究活動を行いました。

2012年は、成果の「社会実装」のため、3月15日に公開シンポジウム（第二次）「三政令市（北九州市・札幌市・横浜市）における子どもを犯罪から守るための多機関連携の仕組みの現状と課題」を早稲田大学において開催し、

また北九州市・札幌市・横浜市以外の政令市および都道府県の関係機関に対して最終のアンケート調査も実施しました。

(2) 本プロジェクトに対する評価結果

プロジェクト終了後、RISTEX へ最終報告書を提出しました。評価委員会での報告の後、結果の通知がありましたが、高い評価結果を得ることができました。

成果報告書および評価結果は以下の URL より閲覧可能です。

<http://www.ristex.jp/result/criminal/detail.html>

(3) 研究期間終了後の活動

①2012 年度早稲田大学法学部「横川敏雄記念公開講座」における研究成果の報告

早稲田大学法学部では、2012 年度の横川敏雄記念公開講座として、「三政令市（北九州市・札幌市・横浜市）における子どもを犯罪から守るための多機関連携の仕組みの現状と課題」と題する全 5 回の講演を 6 月 16 日からの毎週土曜に開催いたしました。各回の報告タイトルおよび報告者は以下のとおりです（肩書はその当時のものを掲載）。

第 1 回 6 月 16 日（土）

テーマ：「児童相談所を起点とした多機関連携の現状と課題」

講演者：小西 暁和（早稲田大学社会安全政策研究所研究員、
同大学法学学術院准教授）

第 2 回 6 月 23 日（土）

テーマ：「警察（少年サポートセンター）を起点とした多機関連携の現状と課題」

講演者：田村 正博（元早稲田大学社会安全政策研究所上級研究員
（研究院教授）、警察大学学校校長）

第 3 回 6 月 30 日（土）

テーマ：「学校・教育委員会を起点とした多機関連携の現状と課題」

講演者：石堂 常世（早稲田大学社会安全政策研究所研究所員、
同大学教育・総合科学学術院教授）

第4回 7月7日（土）

テーマ：「家庭裁判所から見た多機関連携の現状と課題」

講演者：棚村 政行（早稲田大学社会安全政策研究所研究所員、
同大学法学学術院教授）

第5回 7月14日（土）

テーマ：「三政令市（北九州市・札幌市・横浜市）における子どもを犯罪から守るための多機関連携の仕組みの現状と課題 総括・提言」

講演者：石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所所長、
同大学法学学術院教授）

②書籍の出版

社会安全政策研究所では、本プロジェクトの成果を書籍として出版する予定です（2013年6月末日出版予定）。

V. 日仏教育学会創立30周年記念特別講演会の開催

2012年11月24日（土）に、社会安全政策研究所の後援で、日仏教育学会創立30周年記念特別講演会が開催されました。詳細は以下のとおりです。

(1) 会場

早稲田大学大隈小講堂

(2) 実施団体

主催：日仏教育学会

共催：早稲田大学教育・総合科学学術院

後援：早稲田大学社会安全政策研究所、日本生徒指導学会

(3) プログラム

第一部 (13 : 30～14 : 30)

講演「教育的懲戒の意味を考える—権威と信頼のあいだで—」

エイリック・ブレラ (ロレーヌ大学教授、

フランス共和国再建協議会委員)

第二部 (14 : 30～17 : 00)

シンポジウム「子どもの問題行動防止と健全育成のあり方」

提議

エイリック・ブレラ

上杉 賢士 (千葉大学教授)

石堂 常世 (早稲田大学教授・社会安全政策研究所研究所員)

VI. 第 17 回早稲田矯正保護展の開催

2012 年 11 月 29 日 (木) に、社会安全政策研究所を主催団体の一つとして、共同研究 (B) とも関わりのあるテーマでの第 17 回早稲田矯正保護展が開催されました。詳細は以下のとおりです。

(1) テーマ

「高齢者の再犯防止—司法と福祉の架橋となるために—」

(2) 会場

早稲田大学小野記念講堂 (27 号館)

(3) 実施団体

主催 : 早稲田大学法学部公認サークル「犯罪学研究会」、法学部石川正興ゼミ、文学部藤野京子ゼミ、法学部小西暁和ゼミ、早稲田大学広域 BBS 会、更生保護法人更新会、保護司稲門会、早稲田大学社会安全政策研

究所

後援：新宿区

(4) プログラム

第一部（13：00～14：00）

講演「刑務所出所者等の社会復帰支援について」

山田憲児（日本社会事業大学客員教授、NPO 法人全国就労支援事業者機構事務局長）

第二部（14：15～15：15）

Paix2 によるスペシャルコンサート

第三部（15：30～17：00）

学生による研究発表「生活の『定着』とは」

VII. 定例研究会の開催

本研究所では、第 5 期（2012 年 1 月から 2013 年 12 月まで）として計 6 回の定例研究会を開催しました（原則として報告者は 2 名で、奇数月の最終土曜日に開催）。

報告タイトルと報告者は、以下のとおりです（肩書はその当時のものを掲載）。

1. 第 26 回定例研究会（2012 年 2 月 4 日開催）

共同研究《子どもを犯罪から守るための多機関連携の実証的研究》

- (1) 「児童相談所を起点とした機関連携—北九州市・札幌市・横浜市における調査研究を通して—」

小西 暁和 研究所員（法学学術院准教授）

- (2) 「学校・教育委員会を起点とした機関連携の事例研究—北九州市・札幌市・横浜市を例に—」

宮古 紀宏 研究所員（教育・総合科学学術院助教）

(3)「JST 石川プロジェクト補充調査結果報告—札幌市・横浜市・北九州市の機関連携の特徴とその形成に至る背景—」

宋倉 悠太 氏（早稲田大学社会安全政策研究所研究助手）

2. 第 27 回定例研究会（2012 年 3 月 24 日開催）

(1)「触法少年の事件に対する調査システム—システム間の比較を通して—」

三枝 功侍 氏（大学院法学研究科修士課程）

(2)「刑事政策から見た犯罪被害者団体の意義と課題」

松崎 一優 氏（大学院法学研究科修士課程）

3. 第 28 回定例研究会（2012 年 5 月 26 日開催）

(1)「女子釈放者の社会復帰と更生のための取組み—更生保護施設両全会の取組みから—」

小畑 輝海 招聘研究員（更生保護法人両全会理事長）

(2)「少年非行と地域性」

榮 隆男 氏（女子美術大学名誉教授、保護司）

4. 第 29 回定例研究会（2012 年 7 月 28 日開催）

「北朝鮮の金正恩体制と強制収容所」

重村 智計 研究所員（国際教養学術院教授）

5. 第 30 回定例研究会（2012 年 9 月 29 日開催）

(1)「薬物犯罪に対する国際的取締体制の特質—『犯罪のグローバル化』への対応の視点から—」

皆川 誠 招聘研究員（立正大学法学部非常勤講師）

(2)「矯正施設内における、アンガーマネジメントプログラムの実践報告」

本田 恵子 研究所員（教育・総合科学学術院教授）

高野 光司 氏（大学院教育学研究科博士後期課程）

6. 第31回定例研究会（2012年12月15日開催）

- (1) 「発達障害のある非行少年への対応に関する一考察」
 穴倉 悠太 氏（大学院法学研究科博士後期課程）
- (2) 「少年院における教育をめぐって～一教官の経験を通して～」
 林 和治 招聘研究員（大学院法学研究科非常勤講師）

VIII. 研究員の異動

本研究所では、以下の研究員の新規嘱任がありました（50音順）。

1. 研究所員

帖佐 尚人（教育・総合科学学術院助手）
 本田 恵子（教育・総合科学学術院教授）

2. 招聘研究員

加藤 直隆（国土舘大学法学部教授）
 島田 征夫（早稲田大学名誉教授）
 田川 靖紘（愛媛大学法文学部専任講師）
 服部 朗（愛知学院大学法学部教授）
 原田 綾子（名古屋大学法学研究科准教授）
 本郷 三好（中国社会科学院法学研究所外国人理事）
 矢作 由美子（敬愛大学国際学部兼任講師）
 米山 哲夫（駿河台大学法学部教授）
 李 傑清（国立台北科技大学大学院知的財産研究科教授）
 渡辺 巧（財団法人日本道路交通情報センター常勤参与）
 渡辺 直行（広島修道大学大学院法務研究科教授）

※なお、本研究所の活動につきましては、本研究所ホームページ（URL:

<http://www.waseda.jp/prj-wipss/>) もご参照下さい。